

試行雇用(トライアル雇用)奨励金の支給要件

- ① 職業経験、技能、知識、労働市場の状況等から判断して、安定就業の実現や雇用機会の確保のためにはトライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者をハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れたこと。
- ② ハローワークから職業紹介を受ける以前に当該職業紹介に係る対象労働者を雇用することを約していないこと。
- ③ 雇用保険の適用事業主であること。
- ④ トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用を終了した日までの間(以下「基準期間」という)に、当該トライアル雇用に係る雇用に係る事業所において雇用する雇用保険被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)を事業主の都合により解雇等をしたことがないこと。
- ⑤ 基準期間に当該トライアル雇用に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由によりその雇用する被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)が3人を超え、かつ、当該雇入れ日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させていないこと。
- ⑥ トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間において、当該トライアル雇用に係る対象労働者を雇用したことがないこと。
- ⑦ トライアル雇用を開始した日の前日から起算して1年前の日から当該トライアル雇用開始の日の前日までの間において、当該トライアル雇用に係る対象労働者(日雇労働者を除く。)を雇用していた事業主と、資本金、経済的・組織的関連性等からみて、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するに当たって適当でないと判断される事業主でないこと。
- ⑧ 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のすべての保険年度において、トライアル雇用を実施した事業所が労働保険料を納入していること。
- ⑨ トライアル雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定を行う日までの間において、不正行為により本来受けることのできない奨励金及び各種給付金の不支給措置を受けたことがないこと。
- ⑩ トライアル雇用を実施する事業所においてトライアル雇用された労働者(以下「試行雇用労働者」という。)の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類(出勤簿、賃金台帳等)を整備・保管していること。
- ⑪ トライアル雇用期間中の試行雇用労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること。
- ⑫ 労働関係法令に基づき、適正な雇用管理を行っていること。

- ⑬ ハローワークの紹介時点と異なる条件で雇い入れ、労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、試行雇用労働者から求人条件が異なることについてハローワークに対し、申出があった事業主でないこと。
- ⑭ 季節労働者のトライアル雇用については、指定地域に所在する事業所において指定業種以外の事業を行っていること。